（契約相手方（元請負人）用・令和８年１月１日改正）

工事又は業務等の名称：吹田市資源循環エネルギーセンター　溶融設備維持管理用部品購入

誓　約　書

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知した上で、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
１	私は、吹田市の公共工事等を受注するに際して、条例第８条第２項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。	
２	私は、誓約事項１の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	
３	私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	
４	私が誓約事項１に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。	□
５	私が条例第７条第１項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴取し、当該誓約書を吹田市に提出します。	
６	私の使用する下請負人等が、誓約事項１に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明し、吹田市から下請契約等の解除又は２次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。	

（注）上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。

吹　田　市　長　宛

年　　月　　日

・所在地

・事業者名

・代表者役職・氏名　　㊞

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　年　　月　　日

【参 考】

吹田市暴力団の排除等に関する条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等）
第７条　市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。
⑴　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人及び受託者（契約相手方を除く。）をいい、第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
⑵　契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）
２　何人も、公共工事等及び売払い等に関し、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為（法第９条第２３号から第２７号までに掲げる行為に限る。）（以下「不当介入」という。）をしてはならない。
（公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置）
第８条　実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
⑴　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
⑵　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該者の公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を取り消すこと。
⑶　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
⑷　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。
⑸　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約を解除すること。
⑹　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方がその求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
⑺　不当介入があった場合には、警察官への通報その他の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成２０年吹田市条例第２３号）第３章の規定の例により対応すること。
⑻　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等を図るために必要な措置
２　実施機関は、前項各号（第３号及び第７号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。
３　実施機関は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めたときは、その旨を公表することができる。
４　契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等の契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)
第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
⑴　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
⑵　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
⑶　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
⑷　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
⑸　事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
ア　事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者
⑹　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者